

《 事務所ニュース 2014年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

教育訓練給付が拡充されます (平成26年10月1日施行)

「専門実践教育訓練」の新設

平成26年10月1日から、「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されます。新しい制度では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、給付金の給付割合の引上げや追加支給があります。

専門実践教育訓練の対象となる講座は8月中旬から順次決定、公表します。厚生労働省HPでご確認下さい。

拡充対象となる講座

次の1～3の教育訓練のうち、受験率、合格率、就職・在職率などの指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定した講座（専門実践教育訓練）が対象となります。

- 1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

（対象となる業務独占資格）

助産師、看護師、歯科衛生士、柔道整復師、美容師など

（対象となる名称独占資格）

保健師、調理師、介護福祉士、社会福祉士、保育士など

- 2 専門学校の職業実践専門課程〔訓練期間は2年〕

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

- 3 専門職大学院〔訓練期間は2年または3年以内〕

高度専門職業人の養成を目的とした課程

支給要件

・平成26年10月1日以降に初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

・平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

・平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に10年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していない場合は、対象となりません。）

給付内容

給付の額受講者が支払った教育訓練経費のうち、40%を支給（年間上限32万円）。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給（合計60%、年間上限48万円）。給付期間は原則2年（資格の取得につながる場合は最大3年）

最低賃金が改定されます！！

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、平成26年度の地域別最低賃金の改定額を答申しました。答申された改定額は、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月下旬までに順次発効される予定です。改定額の全国加重平均額は780円（昨年度764円、16円の引上げ）。すべての地方最低賃金審議会が13円以上（13円～21円）の引上げが答申されました。平成20年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、**最低賃金と生活保護水準との乖離が解消される見込みです。**

	26年	25年
千葉県	798円	777円
東京都	888円	869円
茨城県	729円	713円

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）